

令和5年度

第394回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和5年度第394回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。4番岸部忍委員、10番仲泊元輝委員、の2名が欠席でございます。 12番長谷川亜紀委員、につきましては多少遅れての出席との連絡がございます。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番の仲村学委員、8番の松堂直子委員、よろしくをお願いします。 事前現地調査委員は、3番仲宗根哲也委員、9番屋宜文委員、11番島袋貴委員、報告者は11番島袋貴委員にお願いします。 それでは、議案第1号、受付番号6番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 受付番号6番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を3番仲宗根哲也委員、9番屋宜文委員、11番島袋貴委員の3人で行っておりますので、調査報告を11番島袋貴委員にお願いいたします。</p>
11番	<p>8月22日火曜日、午後1時から午後3時まで、3番仲宗根哲也委員、9番屋宜文委員、私、11番島袋貴、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲宗根哲也委員、屋宜文委員、よろしくお願いいたします。それでは、ご報告いたします。 議案第1号、受付番号6番、見取図の1ページになります。申請地の字登川●●番は、中頭病院の南に位置し、現況は牧草地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業常時従事者が3名で、年農業従事日数350日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には畜産の肉用牛育成のための装置の栽培地であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号 受付番号6番について、委員の意見を求めます。 「進行」の声あり</p>
事務局	<p>進行の声がありますけど、進行してもよろしいですか。</p>

議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号6番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号6番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でございますので、議案第1号受付番号6番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 受付番号8番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>議案第2号 受付番号8番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、11番島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
議長 5番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号8番、見取図の2ページになります。申請地は市営登川団地の東に位置し、現況は砂利の敷かれた更地でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号受付番号8番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員。</p>
6番	<p>今回申請されている面積は75㎡となっておりますが、所要面積は249㎡となっております。今回申請地と同時使用する土地があると思っておりますが、その土地は今回申請地の北側か、南側かご教示ください。</p>

事務局	北側になります。
議長	北側の土地は以前に転用されているかと思いますが。
事務局	雑種地に転用されております。その雑種地の一部に今回申請地を足して、幅員4mの進入路にします。
議長	休憩します。 (休憩)
議長	再開します。
議長	それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号8番を許可相当とすることに異議はありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号8番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
議長	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号8番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第3号受付番号40番から49番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号 受付番号40番から49番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、11番島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
11番	ご報告いたします。 議案第3号、受付番号40番、見取図の3ページになります。申請地は宮里中学校の南西に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号41番、見取図の4ページになります。申請地は高原公民館の北西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定す

る用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号42番、見取図の5ページになります。申請地はコザ高校の南東に位置し、現況は雑草地で一部畑でした。農地区分は、農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号43番、見取図の6ページになります。申請地は宮里中学校の北東に位置し、現況は砂利の敷かれた駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号44番、見取図の7ページになります。申請地は宮里中学校の南東に位置し、現況は建売住宅でした。農地区分は、農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号45番、見取図の8ページになります。申請地は沖縄東中学校の北東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。

受付番号46番、47番、48番、見取図の9ページ、10ページ、11ページにつきましては隣接しており、また同じ転用目的ですので、まとめて報告致します。申請地は美東小学校の北に位置し、現況は土間でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号49番、見取図の12ページになります。申請地は明道公民館の北に位置し、現況は砂利に敷かれた更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

以上です。

ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。

それでは議案第3号受付番号40番から49番について、委員の意見を求めます。

(進行の声あり)

進行の声がございました。

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号40番から49番を許可相当とすることに異議はありませんか。

(異議なしの声)

議長




議長

議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号40番から49番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第3号受付番号40番から49番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 非農地証明交付申請の承認について受付番号6番から7番について、事務局より説明をお願いいたします</p>
事務局	<p>議案第4号 受付番号6番から7番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第4号につきましても現地調査が行われておりますので、11番島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
11番	<p>議案第4号、受付番号6番、見取図の13ページになります。申請地は県立未来工科高校の北に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく、傾斜地で面積も小さく、樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられます。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>受付番号7番、見取図の14ページになります。申請地は池原公民館の東に位置し、現況は、50年以上農地として使用がなく、進入路がなく樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作目の育成が困難で、農地の利用度が低いと考えられ、令和4年度利用状況調査で赤と判断されております。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>以上です</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号6番から7番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>進行の声がございます。</p> <p>議案第4号、受付番号6番から7番について承認することに、異議はありますか。</p> <p>「異議なし」の声</p>

議長	<p>異議なしの声がございます。議案第4号 非農地証明交付申請の承認について受付番号6番から7番について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>「全委員挙手」</p>
議長	<p>全委員が賛成ですので、非農地として承認いたします。進行いたします。</p> <p>議案第1号から第4号までのご審議、たいへんお疲れ様でした。これをもちまして、令和5年度第394回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年 8月 25日

会 長 宮城 徳重 
 議 長 宮城 徳重 
 2 番 仲村 学 
 8 番 松堂 直子 